

加茂市移住促進住宅取得補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、子育て世代の移住・定住を支援することにより、人口減少の抑制及び地域の活性化を促進するため、加茂市に住宅を取得する移住者に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、加茂市補助金等交付規則（昭和 40 年規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市において、長期にわたり居住する意思をもって住宅を取得し、当該住宅の所在地を住所地として住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく住民基本台帳に記載され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 住宅 自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室、玄関を有する一戸建て住宅をいう。ただし、店舗等との併用住宅の場合は、延べ床面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供されていることとする。
- (3) 住宅の取得 住宅を新築又は購入（契約書を交わさない売買、贈与又は相続によるものを除く。）することをいう。所有権の保存又は移転登記の完了をもって取得とみなす。
- (4) 移住者 次の全てに該当する者をいう。
 - ア 転入日から起算して 2 年以内に第 5 条の交付申請を行う者又は交付申請後に転入を予定している者
 - イ 転入日（転入予定日）を起算日として転入日前 2 年の間に本市に住所を有していない者
- (5) 住所 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 22 条に規定する生活の本拠をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 自ら居住の用に供するために本市に住宅を取得する移住者
- (2) 第 5 条の申請時に 50 歳以下の者
- (3) 転入後に 16 歳未満の子と同居する者、又は婚姻後 3 年を経過していない者
- (4) 第 5 条の申請年度の前年度において市区町村税の滞納がない者
- (5) 申請日の属する年度に住宅を取得する者
- (6) 転入後、本市に定住する意思を有する者
- (7) 過去にこの補助金の交付を受けたことがない者

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、50 万円とする。ただし、住宅取得に要した費用が 50 万円に満たないときはその額（千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、加茂市移住促進住宅取得補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅取得の費用に関わる見積書の写し
- (2) 住宅の位置図
- (3) 住宅の平面図
- (4) 第 3 条(1)、(2)及び(3)に該当する旨を証するもの（住民票、戸籍謄本、戸籍の附票）
- (5) 申請年度の前年度の市区町村税の納税証明書
- (6) 定住誓約書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、原則として、対象住宅を建築するときは工事の請負契約日の前日、対象住宅を購入するときは売買契約日の前日までに行わなければならない。

ただし住宅の建設又は購入の契約を締結する日と住宅の取得が完了する日が異なる年度に属する見込みである場合、住宅の取得が完了する日が属する年度に交付申請を行うこととする。この場合事前登録書兼受付票（様式第 2 号）を提出した者を翌年度に優先的に受け付ける。なお、事前登録書兼受付票は補助金の交付決定を約束するものではない。

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、加茂市移住促進住宅取得補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

(変更交付申請)

第 7 条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請書の内容に変更が生じた場合は、加茂市移住促進住宅取得補助金変更交付申請書(様式第 4 号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、加茂市移住促進住宅取得補助金変更交付決定通知書(様式第 5 号)により、申請を承認しなかったときは、加茂市移住促進住宅取得補助金変更不承認通知書(様式第 6 号)により、当該交付決定者に通知

するものとする。

(実績報告)

第 8 条 交付決定者は、補助対象となった住宅の取得が完了した日から起算して 1 月を経過した日又は交付を申請した日が属する年度の末日のいずれか早い日までに、加茂市移住促進住宅取得補助金実績報告書(様式第 7 号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、本文に示す日までに実績報告書の提出が行えないことにつき市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 住宅取得に係る契約書の写し
- (2) 契約に係る領収書の写し
- (3) 住宅の外観写真(周囲の状況の分かるもの)
- (4) 住宅の登記事項証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第 9 条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、加茂市移住促進住宅取得補助金確定通知書(様式第 8 号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の取消し)

第 10 条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付の決定を取消すべき事由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、取消しの決定をしたときは、加茂市移住促進住宅取得補助金交付決定取消通知書(様式第 9 号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 住宅を取得した日から起算して 5 年以内に補助金の交付対象となった住宅を譲渡したとき。
- (3) その他市長が補助金の返還事由があると認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により、返還を命ずるときは、加茂市移住促進住宅取得補助金返還通知書(様式第 10 号)により通知するものとする。
- 3 前項の規定により、補助金の返還命令を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。